

同一労働同一賃金のトラブル事例と紛争予防法

～ 最高裁判決、ガイドライン・通達を分析して、求められる実務対応とトラブル予防法を解説～

日 時	2019 年 4 月 16 日 (火) 13 : 00 ~ 17 : 00		
会 場	名古屋中小企業投資育成(株) 研修室		
講 師	野口 & パートナーズ法律事務所 代表パートナー 弁護士 野口 大 氏		
対 象 者	経営者、総務・人事部門の幹部、管理・監督者、実務担当者		
持 ち 物	筆記用具		
受 講 料			

	投資先企業	投資先以外	
1名	5,400 円	10,800 円	消費税込み

研修のねらい

労働時間の上限規制と並んで働き方改革関連法の2本柱になっているのが「同一労働同一賃金」です。

近時、非正規労働者の労働条件格差について問題にされる事案が多く、2018年6月1日にはハマキョウレックス事件、長澤運輸事件がともに最高裁で判決が出ました。2018年12月には新しいガイドラインが、2019年1月にはガイドラインの解釈・行政上の取り扱い等を示した通達が発出されました。このように、企業では緊急の対応が必要になりますが、具体的に何をどこまで対応すればよいのかわからず、十分な動きが取れていないのが実態ではないでしょうか。

そこで本セミナーでは、判決を分析して、同一労働同一賃金に関するトラブル予防方法を具体的に提案します。

カリキュラム

1. 同一労働同一賃金の裁判例

- (1) ハマキョウレックス事件最高裁判決の要点
(無事故手当、作業手当、給食手当、住宅手当、皆勤手当等の違いが問題となった事例)
- (2) 長澤運輸事件最高裁判決の要点
(定年後再雇用者の賃金減額等が問題となった事例)
- (3) 日本郵政事件の要点
(年末年始勤務手当、住居手当、病気休暇の有無等が問題となった事例)
- (4) ヤマト運輸事件の要点
(賞与の算定方法の違い等が問題となった事例)
- (5) メトロコマース事件の要点
(割増率の違い等が問題となった事例)
- (6) ニヤクコーポレーション事件の要点
(賞与の金額や休日日数の違い等が問題となった事例)

2. 同一労働同一賃金の改正法の内容

3. 新ガイドライン・通達の内容

4. トラブル回避のための対処法

- (1) 裁判例から読み解く、裁判所の判断手法と裁判所が重視する判断ファクター(フローチャート)
- (2) 業務が同一か否か、人材活用の仕組みが同一か否かはどやって判断するか
- (3) 再点検したい「手当」の定義
- (4) 正社員の賃金を引き上げることは可能か
- (5) 正社員の賃金を引き下げの場合の手順
- (6) 説明義務は要注意

5. 質疑応答

講 師 紹 介

野口 & パートナーズ法律事務所
野口 & パートナーズ・コンサルティング株式会社

代表パートナー/弁護士
代表取締役

ノグチ ダイ
野口 大 氏

平成2年司法試験合格、平成3年京都大学法学部卒業、平成14年ニューヨーク州コーネル大学ロースクール卒業。

企業法務・人事労務に強い弁護士として、労働裁判や労基署調査、団体交渉等を専ら会社側・経営者側の立場で数多く手がけている。裁判のみならず、現場に入って社員面談等を行って紛争を予防する等、数少ない「人事労務コンサルタント型弁護士」であり、北海道から沖縄まで全国の多数の企業・経営者のプレーンをつとめている。

定 員 30名 (申し込み先着順・定員に達し次第締め切らせていただきます)

申込締切日 2019 年 3 月 26 日 (火)

お申し込み・キャンセルについて

下記の「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてご送付下さい。

申し込み受付後、「受講証」と「請求書」をお送りしますので銀行振込にてお支払下さい。なお、開催日の1週間前になっても受講証が届かない場合は、お手数ですが下記お問い合わせ先までご連絡下さい。

申込締切日前でも定員を超える申し込みがあった場合には、お断りさせていただくことがあります。

申し込み人数が5名以下の場合、やむを得ず開催を中止させていただくことがあります。

受講の取消しをされる場合は、開催日の前日より数えて3営業日前(土日・祝日、年末年始を除く)の午後5時までにご連絡下さい。それ以降のキャンセルに関しては受講料をご返金できませんので、ご了承下さい。

お申し込み・お問い合わせ先

株式会社投資育成総合研究所 (略称: 投育総研) M & T研修会事務局 (担当) 岩瀬、加藤
〒450-0003 名古屋市中村区名駅南一丁目16番30号 東海ビル7階(名古屋中小企業投資育成(株)内)
TEL : 052-581-9545 FAX : 052-583-8501 E-mail : mandt@sbic-cj.co.jp

必要事項をご記入の上、切りとらずA4のままFAXにてご送付下さい。

株式会社投資育成総合研究所 & T研修会事務局 宛 FAX 052-583-8501

受講申込書	同一労働同一賃金のトラブル事例と紛争予防法	2019	年	研修番号
		4	/ 16	4
貴社名				
住所	〒 -			
連絡担当者	氏 名	所属名 / 役職名	Eメールアドレス (任意)	
	TEL	-	-	FAX
			-	-
受講者	所属名 / 役職名	氏 名 (フリガナ)		

申込書にご記入いただきました個人情報は、研修参加者名簿として研修の運営及び講師の参考資料として使用するほか、関連するアフターサービス、セミナー案内に関する情報のお知らせのために利用致しますが、他の目的には利用致しません。